様式第十一号の二

記載要領

1　この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわりなく、法第７条第２号ハ又は法第15条第２号イ、ロ若しくはハに該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

ただし、法第15条第２号ロに該当する者及び同号ハに該当（同号ロと同等以上）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。

（１）　①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合

②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「届出者」を消すとともに、7 1「区分」の欄に「１」を記入し、国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。

（２）　一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「（１）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「届出者」を消すとともに、7 1「区分」の欄に「２」を記入し、既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者以外の国家資格者等・監理技術者（法第７条第２号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第２号ロに該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。

（３）　既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があつた場合（法第７条第２号ハに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第２号ロに該当する者となつた場合を含む。）又は法第15条第２号ロに該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号ロの指導監督的な実務の経験を有することとなつた場合

この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、7 1「区分」の欄に「３」を記入し、当該変更のあつた国家資格者等・監理技術者について作成すること。

（４）　（２）の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合

この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、7 1「区分」の欄に「４」を記入し、新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。

（５）　既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなつた場合

この場合、「（２）」を○で囲み、「申請者／届出者」の「申請者」を消すとともに、7 1「区分」の欄に「５」を記入し、当該国家資格者等・監理技術者でなくなつた者について作成すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があつた場合は、変更後の氏名につき上記（４）に該当するものとして、変更前の氏名につき上記（５）に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2　「申請者／届出者」の欄は、この一覧表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの一覧表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

3　「地方整備局長／北海道開発局長／知事」、「国土交通大臣／知事」及び「般／特」については、不要のものを消すこと。

4　□□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5　7 2「許可番号」の欄の「大臣／知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「０」を記入すること。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。